

12月は「税の滞納整理強化月間」

納税は国民の義務
税は暮らしを支える
貴重な財源です

市では、毎年12月を税の滞納整理強化月間として、税金の納期を勧め、滞納をなくすために、さまざまな取り組みを行っています。

納税は国民の義務です

納税は国民の義務として、憲法第30条に「納税の義務」が定められています。税金を納期内

種別	差し押さえ件数
預貯金	146
給与	191
生命保険	47
所得税還付金	14
不動産	3
その他	10
合計	411

※ 上記のうち、76,917,000円を滞納税に充てました。

市税には、市県民税、固定資産税や都市計画税、軽自動車税などがあります。これらは「生活環境の整備」「福祉の充実」「教育・文化の向上」など、豊かで安心できる暮らしを確保・維持するための大変な財源です。

市税は所得や資産の状況に応じて、公平に負担するものです。滞納は、納税の義務を怠ることであり、税負担の公平性を欠くほか、市の財政を圧迫することになります。そうなると身近な

**皆さんの健康を守る国
民健康保険税（国保税）**

国保税は、病気やけがをしたときの医療費や、出産一時金などの給付に使われ、私たちの健康を守るために貴重な財源です。国保税を納めない人がいると、国民健康保険の財源が乏しくなります。そうなると十分な給付を行うことができなくなり、皆さんが負担する医療費の割合が大きくなってしまいます。

滞納整理に「タイヤロツク」「搜索」を実施 税金を納期限までに納付しないと、督促状や催告書を発送します。催促にもかかわらず「相談もなく納付しない」「納税誓約を守らない」などの場合、滞納処分を執行します。滞納処分では法律に基づき、給与、預貯金は生命保険、売掛金、所得税還付金などのほか、自動車のタイヤ

道路や公園の整備などと並んで、福祉や教育、保健、消防、ごみ処理など、生活に欠かすことのできない公共サービスの向上を阻害することになります。

延滞金を加算
税負担の公平性を確保するため、滞納した場合は延滞金が加算されます。

国保税を滞納すると、通常の保険証の代わりに、有効期間の短い短期被保険者証が交付されます。また1年以上滞納した場合は、保険証を返却することになり、代わりに被保険者資格証明書が交付されます。被保険者資格証明書で医療機関などにかかるときは、医療費はいったん全額自己負担になります。そうならないために、国保税は決められた納期限内に納めましょ

ロックや居所などの検索により、動産などを差し押さえます。



市税の徴収対策に導入されたタイヤロック

災害や盜難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業など、やむを得ない事情で納付が困難な場合は、必ず納期限までに相談してください。

一括納付が難しい場合には、分割納付に応じることもできます。

問い合わせ先

税の納付

の交付
62 · 5322

●国保保険証の交付

民健保

62-5331